貨物自動車運送事業法施行規則及び関係通達の一部の改正案に関する意見募集について

令和６年６月
国 土 交 通 省
物流・自動車局

国土交通省では、別紙のとおり貨物自動車運送事業法施行規則及び関係通達の一部の改正について検討しています。

つきましては、下記要領のとおり、広く国民の皆様からご意見を賜るべく、本件に対する意見を下記のとおり募集いたします。

皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させることも検討させていただきます。

《意見公募要領》

１．意見募集の対象

貨物自動車運送事業法施行規則及び関係通達の一部の改正案

２．意見募集期間

令和６年６月１３日（木）　～　令和６年７月１４日（日）

３．意見送付方法

次のいずれかの方法で送付してください。なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめご了承下さい。

（１）電子メールの場合（テキスト形式で氏名、住所、所属、電話番号、電子メールアドレス、ご意見（対象部分、ご意見、理由）を記載の上）

電子メールアドレス　hqt-g_tpb_kmt3@gxb.mlit.go.jp

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課　宛

※　件名には「貨物自動車運送事業法施行規則及び関係通達の一部の改正案」と明記して下さい。

（２）ＦＡＸの場合（別添の意見提出用紙にご記入の上）

宛　先：国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課　宛

ＦＡＸ：０３－５２５３－１６３７

（３）郵送の場合（別添の意見提出用紙にご記入の上）

宛　先：国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課　宛

〒１００－８９１８　東京都千代田区霞が関２－１－３

※　封筒の裏面等に「貨物自動車運送事業法施行規則及び関係通達の一部の改正案」と明記して下さい。

４．ご意見の取扱い等

皆様から頂いたご意見につきましては、担当部局において検討し、本件に反映させることがありますが、ご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨ご了承願います。また、頂いたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをあらかじめご承知おき下さい。（匿名を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）